

毎週火、金曜日発行（但休日に当り、翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇告示 土地改良事業の認可  
家畜人工授精師の免許及び免許証の再交付  
家畜人工授精所の開設認可  
ピロプラスマ病検査等の実施  
牛の結核病検査等の実施  
豚コレラ予防注射の実施  
牛の結核病検査等の実施
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公告 昭和三十六年度第二回理容師及び美容師試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十五号

新開土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和

二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年九月二十八日認可した。

昭和三十六年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百六十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六条及び第三十二条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許及び免許証の再交付を与えた。

昭和三十六年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証 番号	家畜人工授精 師として業務 を行なう家畜 の種類	住 所	氏 名
-----------	-----------------------------------	-----	-----

五四九	牛	倉吉市巖城七七三	山口登能代
五五〇	豚	国府三一五	岡本 茂久
五五一	牛	東伯郡北条町江北	佐倉 哲雄

五五二	〃	三四	赤碓町大父	橋田	孟
五五三	〃	三五三	〃	河上	幹男
五五四	〃	西伯郡中山町塩津	高見	実	
五五五	〃	七〇三一	〃		
五五六	〃	八三〇	名和町東坪	金田	洋次
五五七	〃	一四九	大山町上野	山根	隆
五五八	豚	七〇二	〃	唐王	小原 節朗
五五九	〃	八四	〃	稻光	山根 恭悦
五六〇	〃	〃	〃	岸本町大殿	長谷川久人
五六一	〃	〃	〃	一、一一九	
五六二	牛	〃	〃	米子市諏訪五三三	長谷川勝秋
再		〃	〃	境港市外江町四一	古徳 英規
五六一	〃	〃	〃	九	
五五二	〃	〃	〃	米子市大崎二、〇	渡部 尚
五五三	〃	〃	〃	一三	
五五四	豚	〃	〃	倉吉市不入岡二八	畑中 良博
五五五	〃	〃	〃	三	

鳥取県告示第五百六十七号  
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第二十四条の規定により、家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十六年十月三日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 許可 家畜人工授精所の名称 住 所 氏 名  
 番号 精所の名称 住 所 氏 名  
 一五三 木村家畜(豚) 米子市大崎一、木村 博  
 人工授精所 七七七の一番地

鳥取県告示第五百六十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛のピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十月三日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一	実施の目的	牛のピロプラズマ病予防のため	
二	実施の区域及び場所	別表のとおり	
三	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。	
四	実施の期日	別表のとおり	
五	注射、検査及び駆除の方法	ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査 ダニ駆除 B・H・C撒布	
別表	実施期日	実施区域	実施場所
〃	十月 六日	東伯郡赤碓町	安田家畜検査場
〃	〃	日野郡江府町	深山口
〃	〃	東伯郡赤碓町	以西
〃	〃	日野郡溝口町	大内、未鎌
〃	〃	〃	富江、大原
〃	〃	〃	成実

〃	十日	東伯町	古布庄
〃	〃	日野郡溝口町	大坂、栃原
〃	〃	〃	福岡
〃	〃	東伯郡東伯町	上郷
〃	〃	〃	下郷
〃	〃	〃	栄
〃	〃	〃	山守
〃	〃	〃	南谷
〃	〃	日野郡江府町	栗尾、小原
〃	〃	〃	北谷
〃	〃	倉吉市北谷	北谷
〃	〃	〃	上小鴨
〃	〃	〃	上小鴨
〃	〃	東伯郡三朝町	三徳、小鹿
〃	〃	〃	三徳、小鹿
〃	〃	〃	上中山
〃	〃	〃	上中山

鳥取県告示第五百六十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ検査及び肝てつ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年







四 試験の方法

次の書類を添えて昭和三十六年十月二十日までにもよりの保健所に提出すること。(県外居住者は鳥取県厚生部衛生課に郵送)

- (1) 履歴書(最終学歴及び養成施設入学から実地習練終了までの場所、期間を記載すること。)
- (2) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- (3) 実地習練を終了したことを証する書面
- (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (5) 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの。)

2 理容師法施行令(昭和二十八年政令第三百三十二号)第五条第四項又は美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)第二条第四項の規定により学科試験を免除される者は、(1)から(3)までの書類に替えて知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書を添付すること。

- 1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。
- 2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

5 試験場に持参するもの

- 1 学科試験
  - 受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき
- 2 実地試験
  - (1) 受験通知書、昼食及び上ばき
  - (2) 理容師試験を受ける者
    - 白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等
  - (3) 美容師試験を受ける者
    - 白衣及びコールドパーマネットウェーブ等の施術上必要な器具、材料、化粧品、応急薬品

6 実地試験のモデルは各自が同伴すること。ただし、美容のモデルはなるべく年令十八才から三十才までの者で、髪に著しくせのない者であること。

七 その他

別記様式

理容師(美容師)試験受験願書

収入証紙  
はりつけ

本籍地

現住所(番地及び何々方まで記入する  
と。)

氏(ふりがな)

年 月 日生

名

理容師法第二条第一項(美容師法第四条第一項)の規定による理容師(美容師)試験を受けたので、別紙関係書類を添えてお願ひします。

昭和三十六年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

右 氏

名 印

注 実地試験のみの受験者は標題の下に「実地」と朱書すること。